

## 1. 目的

本業務は専門的知識や技術を有する医療事務経験者等に診療報酬明細書点検を委託することで、医療費適正化を図ることを目的とする。

## 2. 業務内容

- (1) 国民健康保険診療報酬明細書点検及び付随する業務。点検見込件数 1,113,000 件（36 か月）
- (2) 柔道整復施術療養費支給申請書点検及び付随する業務。点検見込件数 30,000 件（36 か月）
- (3) 毎年度 4 月末までに前年度実績報告書及び業務改善計画書を提出すること。（任意様式）

## 3. 業務委託契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（36 か月）

業務委託契約開始の前月までに前受託業者から引継を受けること。

委託契約期間の終了や契約解除に伴い受託業者が変更となる場合は、業務の引継を速やかに行うこと。  
引継期間の費用は発生しないものとする。

## 4. 勤務場所及び貸与備品

筑紫野市役所内レセプト点検作業室（平日 8：30 から 17：00 まで使用可）

福岡県国保連合会システム用端末とその付属プリンターを筑紫野市が貸与する。その他必要な機器、消耗品（貸与プリンターの交換インクカートリッジを含む）、用紙等は受託者が用意する。

## 5. 従事者に関する条件等

医療保険制度を熟知しレセプト点検業務の実務経験 3 年以上の者及び電話対応のできる者を配置すること。

現に医療機関でレセプト作成業務に従事している者を点検に従事させてはならない。

従事する者の氏名及び点検等に係る資格の有無と履歴について、書面をもって市に報告すること。

従事者を変更するときも同様とすること。

毎月の従事予定者とスケジュール表を前月末までに市に提出すること。

従事者の中から現場責任者を定め書面をもって市に報告すること。

市への連絡調整等は現場責任者を通じて行うこと。

## 6. 国民健康保険診療報酬明細書点検内容及び付随する業務の項目と目標

下記項目に留意の上、効率良く点検を行い、再審査請求を行う。

福岡県の平均内容点検効果率を目標とし、これを超えるように努めること。

- (1) 診療月、傷病名（部位）、診療開始日、実日数、転帰不備
- (2) 初診料、再診料、実日数との不一致
- (3) 指導料、管理料、往診料、点数算出不明
- (4) 投薬料の薬剤名、規格、単位、用量漏れ、点数算出不明
- (5) 注射料の薬剤名、規格、単位、用量漏れ、点数算出不明
- (6) 長期に及ぶ投薬の妥当性
- (7) 処置、手術、麻酔料の内訳漏れ、点数算出不明
- (8) 検査、画像診断料の内訳漏れ、点数算出不明

- (9) その他の内訳漏れ
- (10) 入院料欄の内訳漏れ、点数算出不明
- (11) 部位と歯冠修復、欠損補綴との不一致、歯数不一致
- (12) 未装着請求を制作月分で請求されていないもの
- (13) 縦計、横計誤り、点数記入漏れ
- (14) 薬価基準未搭載、経過措置品目期限切れのもの
- (15) その他請求内容の妥当性
- (16) 重複請求の確認
- (17) 縦覧点検（毎月）
- (18) 調剤レセプトと医科・歯科レセプトとの突合
- (19) 再審査内容への問い合わせへの対応
- (20) 過誤返納分の確認
- (21) 要介護者・要支援者（筑紫野市が一覧を提示する）のレセプト内容再点検

#### 7. 柔道整復施術療養費支給申請書点検内容及び付随する業務の項目と目標

下記項目に留意の上、効率良く点検を行い、再審査請求を行う。

福岡県の平均内容点検効果率を目標とし、これを超えるように努めること。

- (1) 算定について（転帰欄、初検等）
- (2) 部位に係る算定、往診に係る算定、日数及び回数の妥当性
- (3) 負傷原因と負傷箇所の整合性
- (4) 重複請求の確認
- (5) 縦覧点検（毎月）
- (6) 第三者行為によるものの抽出
- (7) その他請求内容の妥当性
- (8) 柔道整復施術療養費支給申請書は記号番号順に整順し世帯単位で収納、移動と保管を行う